

通常学級介助員

〈市立小・中学生向け〉

通常学級介助員って何？

通常学級に在籍する障害のあるお子さまに対して学校生活のサポートを行うボランティアです。保護者からの申請を受け、教育委員会が審査し、介助員配置の可否や時間数を学期ごとに決定します。

どんな子どもが対象？

次の条件のいずれかに該当する西東京市立小・中学校に在籍する児童・生徒です。

- (1) 教室移動等が困難な児童・生徒
- (2) 安全配慮が必要な児童・生徒
- (3) 学校生活において、日常的に身辺介助を必要とする児童・生徒
- (4) その他、教育長が必要と認める児童・生徒

どうやって申し込むの？

保護者が学校を通じて教育委員会へ申請するため、希望する場合は学校へ申し出てください。次学期からの配置申請が可能です。

授業観察や書類審査等をとおして、教育委員会が審議し、申請が通った場合は支援を受けることができます。

審議の結果、配置とならない場合もございます。

